

令和4年1月20日

保護者の皆様

県立横浜緑園高等学校長

令和4年1月21日以降の本校における教育活動等について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動等にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県は、令和4年1月21日から令和4年2月13日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされ、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。これを受け、県教育委員会からは、生徒の安全・安心を確保しながら教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和4年1月21日以降の教育活動等について、次のように対応するよう指示がありました。

《まん延防止等重点措置期間における教育活動等》

当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部または全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。

- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
 - 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
 - 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- エ 修学旅行等について
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

これを受け、本校においては、1月21日(金)以降の教育活動等について、次のような対応をいたします。

- ①朝の時差通学を継続し、登校時間は8時45分とする。
- ②授業については、原則40分×6コマで実施する。
- ③部活動の活動については、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。また、感染防止対策を講じた上で実施し、完全下校時刻は17:00とする。

ただし、1月20日(木)17時現在、本校は生徒・及び保護者の登校を禁止としており、20日からはオンライン授業を実施しております。オンライン授業につきましては、50分×6コマで実施します。また、来週24日(月)からは3年次生の卒業テストや県立高等学校入学者選抜業務に伴う短縮授業を実施する予定です。その際は、予定通りの短縮授業を実施する予定ですので、ご承知おきください。詳細については、各年次のClassroomで配信いたします。

これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用、昼食時等の食事場面の感染防止対策の徹底及び不要な外出はしないこと等をお願いしてきましたが、保護者におかれましても引き続きご指導くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先

副校長 原

電話 (045)812-3372 (直通)